

財政健全化計画の平成 2 2 年度実施状況

(北海道虻田郡洞爺湖町)

第 1 具体的な措置の実施状況

1 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

平成 2 1 年度を計画初年度とし、実質公債費比率等を早期健全化基準未満に改善するために、新規又は追加して行う方策のうち、平成 2 2 年度に実施した方策の実施状況は以下のとおりである。

(1) 給与の独自削減の拡大

特別職の給与削減

平成 2 1 年度は、給与の 18.2%の独自削減を実施していたが、平成 2 2 年度からは削減率を 30.4%に拡大し削減を実施した。

一般職の給与削減

平成 2 1 年度は、給与の 9.2%の独自削減を実施していたが、平成 2 2 年度からは削減率を 14.6%に拡大し削減を実施した。

(2) 議員報酬の削減の検討 (議員期末手当の削減)

議員報酬については、財政健全化の支援として議会が自主的に平成 19 年度から期末手当の 20%削減を実施しているが、議員報酬等検討協議会の検討を経た上で、平成 2 2 年度について、更に報酬と期末手当の総額の 10%相当額を期末手当から削減した。

(3) 農業委員会委員定数の見直し (農業委員会委員定数の削減)

農業委員会の自主的な取り組みとして、平成 2 2 年の改選から委員定数を 3 名削減した。

(改選前 17 人 改選後 14 人)

(4) 普通建設事業の抑制

経済対策事業等により住民生活に必要な普通建設事業を実施したが、実施事業の抑制とあわせ補助金等の活用により一般財源による支出を抑制した。

(5) 遊休財産等の処分

未利用の町有地を売却した。

(6) 内部管理経費等の縮減

事務機器利用を統合すること等により、経費削減を実施した。

(7) 補助金等の整理合理化

支出根拠並びに効果、受益度等の「補助金等の見直し基準」に照らし合わせたゼロベースからの見直しにより、廃止・抑制等を実施した。

(8) 町税等の歳入確保と負担の適正化

受益者負担の適正化

(ア) 保育料の改正

平成 2 2 年 4 月より全体平均として保育料の負担水準を国の保育料基準の 70%から 75%に改正するとともに、徴収基準の見直しによる各階層の下限と上限の所得格差の不公平感の減少、開所時間の設定による延長保育料の廃止、第 3 子以降の保育料の免除を実施した。

(イ) 公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化

社会教育施設の利用に際し、利用者から徴収する使用料(減免規定を含む。) の改定を平成 2 3 年

1月より実施したことにあわせて社会福祉施設の減免規定の見直しも行った。

また、学校開放施設の利用にあたり平成23年1月より利用者負担（施設利用協力金）を実施した。

（ウ）高齢者入浴助成事業利用者負担金の改正

平成21年度より引き続き実施。

（エ）一般入浴助成事業の使用料改正

平成21年度より引き続き実施。

（9）繰上償還の実施

後年度の財政負担の軽減と、実質公債比率の低減を図るため繰上償還を実施した。

（10）公営企業会計等の経営の健全化

一般職の給与削減

一般会計の一般職の給与の削減率と同様に平成21年度は9.2%の独自削減を実施していたが、平成22年度からは削減率を14.6%に拡大し削減を実施した。

国民健康保険税の不均一税率の統一化

平成23年度の国民健康保険税の税率統一に向け、平成22年度を調整期間として税率改定を実施したが、旧町村間の税率の格差は大きく、引き上げとなる地区の負担軽減を図った結果、課税客体となる世帯が多い地区に税率が引き下がる結果となった。

内部管理経費の削減

平成22年度より国民健康保険特別会計の納税貯蓄組合への補助金及び徴収員を廃止した。

2 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策のうち引き続き実施を検討するもの

（1）高齢者交通費助成事業の有料化

平成23年度からの実施予定だったが、平成21年8月から平成22年7月までの利用実態調査の結果を踏まえ、具体的な事項についての検討が不十分であることから引き続き検討する。

（2）公共施設の統廃合等

入浴施設「松の湯」の廃止

現在の施設での運営が老朽化等により困難であることから、利用者を対象としたアンケート調査の結果をもとに廃止した場合の影響を考慮し代替案の検討を行っている。

備考 別記第2号様式「第4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策」「第5 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策」に準じて作成すること。

第2 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

財政健全化計画における平成22年度中の効果計画額と実績額との比較

（単位：百万円）

項 目	効 果 額	
	計 画 額	実 績 額
給与の独自削減の拡大		
（1）特別職の給与削減	7	7
（2）一般職の給与削減	84	92
議員報酬の削減の検討	-	3
農業委員会委員定数の見直し	-	1

普通建設事業の抑制	10	55
遊休財産等の処分	13	6
内部管理経費等の縮減	2	2
補助金等の整理合理化	3	8
町税等の歳入確保と負担の適正化		
（１）受益者負担の適正化		
ア 保育料の改正	1	1
イ 公共施設の減免規定の改正、 学校開放事業の有料化	1	1
ウ 高齢者入浴事業利用者負担の改正	2	3
エ 一般入浴事業の使用料の改正	1	1
（２）町有林の管理・活用	1	-
繰上償還の実施（平成21年度繰上償還分）	-	17
公営企業会計等の経営の健全化		
（１）各特別会計の一般職の給与削減	7	8
（２）国民健康保険税の不均一税率の改正	6	-
（３）国民健康保険会計による内部管理経費の削減	2	2
合 計	140	207

備考 別記第2号様式「第6 各年度ごとの第4又は第5の方策に係る歳入及び歳出に関する計画」の実施状況を記載すること。

第3 健全化判断比率の状況

（単位：％）

年度 健全化判断比率	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成21年度)		平成22年度 (第2年度)		平成23年度 (第3年度)	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実質赤字比率	- (15.00)	- (15.00)	- (14.98)	- (15.00)	- (14.87)	- (15.00)	(.)
連結実質赤字比率	- (20.00)	- (20.00)	- (19.98)	- (20.00)	- (19.87)	- (20.00)	(.)
実質公債費比率	29.8 (25.0)	28.5 (25.0)	28.3 (25.0)	27.3 (25.0)	25.5 (25.0)	25.2 (25.0)	(.)
将来負担比率	240.3 (350.0)	212.1 (350.0)	198.4 (350.0)	221.7 (350.0)	155.8 (350.0)	212.5 (350.0)	(.)

(単位：%)

年度 健全化判断比率	平成 24 年度 (第 4 年度)		備 考
	計画値	実績値	
実質赤字比率	- (15.00)	(.)	
連結実質赤字比率	- (20.00)	(.)	
実質公債費比率	23.9 (25.0)	(.)	
将来負担比率	204.1 (350.0)	(.)	

備考 計画初年度の前年度から実施状況を報告する年度までは、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

計画第 2 年度における健全化判断比率の内容

1 実質赤字比率

一般会計では、町税の減収はあったものの歳入では普通交付税等の増、歳出では人件費、物件費の減などにより収支の均衡を図ることができたことから、計画と同様、実質赤字比率は発生していない。

2 連結実質赤字比率

連結対象となる公共下水道事業特別会計で歳入不足額が発生しているが、歳入不足額が発生した場合に算定する解消可能資金不足額がこの歳入不足額を大幅に上回っていることから、資金不足比率は発生しておらず、他の連結対象となる会計においても、実質収支が黒字となっていることから、計画と同様、連結実質赤字比率は発生していない。

3 実質公債費比率

特定財源の増や前年度の繰上償還に伴う元利償還金の減及び公共下水道事業特別会計に対する地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金の減に加え、標準財政規模の増などにより、実質公債費比率が計画上の数値より良い結果となった。

4 将来負担比率

将来負担額では、繰上償還による地方債残高の減少、公共下水道事業特別会計に対する公営企業債等繰入見込額の減などにより計画額を上回る減となり、充当可能財源等では、充当可能基金及び充当可能特定歳入などで計画額を上回る増となった。この結果、将来負担比率は、計画上の数値より良い結果となった。

第 4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

1 検討事項のうち引き続き実施を検討するもの

(1) 保育所の統合の検討

平成 21 年度における「洞爺湖町保育料等検討委員会」の「施設のあり方」についての報告をうけ、将来の統合に向けて保護者等との十分な議論を行いながら引き続き検討する。

(2) 町立洞爺高校のあり方についての検討

地域住民及び保護者等の意見集約を図るなど、引き続き検討する。